

令和7年清瀬市議会第3回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	付託先
議案 第40号	令和6年度清瀬市一般会計歳入歳出 決算	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 38,505,142千円 2 歳出総額 37,092,820千円 3 歳入歳出差引額 1,412,322千円</p> <p>所管課 財政課</p>	決算特別 委員会
議案 第41号	令和6年度清瀬市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 7,853,930千円 2 歳出総額 7,749,520千円 3 歳入歳出差引額 104,410千円</p> <p>所管課 保険年金課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第42号	令和6年度清瀬市下水道事業会計利 益剰余金の処分及び決算	<p>令和6年度会計に利益剰余金が生じたため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項に基づき剰余金処分に議決を得ると共に、同法第30条第4項に基づき決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 収益的収支 収入1,282,179千円 支出1,137,212千円 2 資本的収支 収入1,607,004千円 支出1,939,532千円</p> <p>所管課 下水道課</p>	建設環境 常任委員会
議案 第43号	令和6年度清瀬市駐車場事業特別会 計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 81,479千円 2 歳出総額 65,205千円 3 歳入歳出差引額 16,274千円</p>	建設環境 常任委員会

			所管課 道路交通課
議案 第44号	令和6年度清瀬市介護保険特別会計 歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認 定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 7,951,302千円 2 歳出総額 7,699,689千円 3 歳入歳出差引額 251,613千円</p> <p>所管課 介護保険課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第45号	令和6年度清瀬市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認 定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 2,403,150千円 2 歳出総額 2,382,734千円 3 歳入歳出差引額 20,416千円</p> <p>所管課 保険年金課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第46号	令和7年度清瀬市一般会計補正予算 (第3号)	<p>補正前の歳入歳出総額 39,820,292千円 補正後の歳入歳出総額 41,063,457千円 補正予算歳入額 1,243,165千円</p> <p>主なもの</p> <p>地方特例交付金 △7,181千円 地方交付税 3,267千円 分担金及び負担金 △55,537千円 国庫支出金 71,949千円 都支出金 152,179千円 繰入金 237,679千円 繰越金 877,575千円 諸収入 234千円 市債 △37,000千円</p> <p>補正予算歳出額 1,243,165千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 492,679千円 民生費 63,649千円 衛生費 6,182千円 土木費 10,012千円 教育費 32,385千円</p>	<p>総務文教 常任委員会</p> <p>福祉保健 常任委員会</p> <p>建設環境 常任委員会</p>

		諸支出金 638,288千円 所管課 財政課	
議案 第47号	令和7年度清瀬市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 7,837,000千円 補正後の歳入歳出総額 7,940,411千円 補正予算歳入額 103,411千円 主なもの 繰越金 103,411千円 補正予算歳出額 103,411千円 主なもの 諸支出金 103,411千円 所管課 保険年金課	福祉保健 常任委員会
議案 第48号	令和7年度清瀬市駐車場事業特別会 計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 73,000千円 補正後の歳入歳出総額 88,275千円 補正予算歳入額 15,275千円 主なもの 繰越金 15,275千円 補正予算歳出額 15,275千円 主なもの 諸支出金 15,275千円 所管課 道路交通課	建設環境 常任委員会
議案 第49号	令和7年度清瀬市介護保険特別会計 補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 7,705,000千円 補正後の歳入歳出総額 7,962,841千円 補正予算歳入額 257,841千円 主なもの 支払基金交付金 6,607千円 都支出金 3,055千円 繰入金 2,566千円 繰越金 245,613千円 補正予算歳出額 257,841千円 主なもの 基金積立金 138,821千円 諸支出金 119,020千円	福祉保健 常任委員会

		所管課 介護保険課	
議案 第50号	令和7年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 2,549,000千円 補正後の歳入歳出総額 2,568,417千円 補正予算歳入額 19,417千円 主なもの 繰越金 19,417千円 補正予算歳出額 19,417千円 主なもの 諸支出金 19,417千円 所管課 保険年金課	福祉保健 常任委員会
議案 第51号	清瀬市手話言語条例	本議案については、執行部より撤回の申し出があり、令和7年9月4日の本会議にて撤回が承認されました。	—
議案 第52号	清瀬市子どもの医療費の助成に関する関係条例等の整理に関する条例	令和7年10月から東京都の子ども医療費助成事業において所得制限が撤廃されます。 これに伴い、整合性を図る等のため、4つの条例を一括で一部改正をするものです。 また、幼稚園関係事務において個人番号連携が利用できるようにするため、併せて条例の一部改正をするものです。 改正する条例 1 清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例 2 清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 3 清瀬市高校生等の医療費の助成に関する条例 4 清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 所管課 子育て支援課	福祉保健 常任委員会
議案 第53号	清瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)が改正されました。 これに伴い、規定を整備する必要があることから条例の一部を改正するものです。 所管課 未来創造課	総務文教 常任委員会
議案 第54号	清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する	育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度及び両立支援の拡充を	総務文教 常任委員会

	条例	<p>目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正されました。</p> <p>これに伴い、規定を整備する必要があることから条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	
議案 第55号	清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>令和7年12月22日に予定している基幹業務システムの標準化に伴い、市が交付する証明書等に改廃が生じることとなったため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第56号	清瀬市立地域市民センター条例等の一部を改正する条例	<p>南部地域複合施設の新設にあたり、住居表示が附番されたことにより、清瀬市立梅園地域市民センター等の位置の表記が変更となるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>位置の表記の変更により、清瀬市立地域市民センター条例（昭和51年清瀬市条例第2号）、清瀬市児童センター条例（平成17年清瀬市条例第3号）及び清瀬市立図書館設置条例（昭和48年清瀬市条例第32号）に影響が生じるため、3つの条例を本条例において一括で一部改正します。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課、市民協働課、生涯学習スポーツ課、図書館、総務課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第57号	清瀬市多世代交流施設設置条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市竹丘多世代交流施設の新設にあたり、名称、位置及び使用料を定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 市民協働課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第58号	清瀬市障害者福祉センター条例等の一部を改正する条例	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、規定を整備する必要があることから条例の一部を改正するものです。</p> <p>この一部改正により、清瀬市障害者福祉センター条例（平成7年清瀬市条例第21号）及び清瀬市子どもの発達支援・交流センター条例（平成21年清瀬市条例第2号）に影響が生じるため、2つの条例をこの条例において一括で一部改正します。</p> <p style="text-align: right;">所管課 障害福祉課</p>	福祉保健 常任委員会
議案	清瀬市しあわせ未来センター条例の	<p>令和7年10月1日から、しあわせ未来センターのクッキング</p>	福祉保健

第 59 号	一部を改正する条例	<p>グスタジオを日曜日及び土曜日においても開館します。</p> <p>これに伴い、規定を整備する必要があることから条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 子育て支援課</p>	常任委員会
議 案 第 60 号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>令和8年4月1日より、現在の十小学童クラブ及び中清戸第1・第2学童クラブを統合し、さらに1支援単位を新設して4支援単位で開設します。</p> <p>また、同日付で、四小学童クラブについても、各支援単位の定員を増員するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正内容</p> <p>1 市立十小学童クラブ及び中清戸学童クラブの統合に伴う増設</p> <p>(1) 現行</p> <p>清瀬市立十小学童クラブ (定員40名)</p> <p>清瀬市立中清戸第1学童クラブ (定員35名)</p> <p>清瀬市立中清戸第2学童クラブ (定員35名)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 改正案</p> <p>清瀬市立十小第1学童クラブ (定員35名)</p> <p>清瀬市立十小第2学童クラブ (定員35名)</p> <p>清瀬市立十小第3学童クラブ (定員35名)</p> <p>清瀬市立十小第4学童クラブ (定員35名)</p> <p>2 市立四小第1・第2学童クラブの定員増</p> <p>(1) 現行</p> <p>清瀬市立四小第1学童クラブ (定員30名)</p> <p>清瀬市立四小第2学童クラブ (定員30名)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 改正</p> <p>清瀬市立四小第1学童クラブ (定員35名)</p> <p>清瀬市立四小第2学童クラブ (定員35名)</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	総務文教 常任委員会
議 案 第 61 号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>宅地開発行為によって公園の無償譲渡があったことから、都市公園として指定します。また、中央公園の駐車場使用料を改めるため条例の一部を改正するものです。</p>	建設環境 常任委員会

		<p>都市公園の名称等</p> <p>1 名称 清瀬市立竹丘西児童遊園</p> <p>2 位置 清瀬市竹丘三丁目1551番12</p> <p style="text-align: right;">所管課 水と緑と公園課</p>	
議案 第62号	清瀬市議会議員及び清瀬市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>公職選挙法施行令の一部改正及び施行に伴い、ビラ及びポスターの作成に係る公営単価（公費負担額）を引き上げる必要があるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 選挙管理委員会事務局</p>	総務文教 常任委員会
議案 第63号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による無償譲渡受入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>1 清瀬市道3430号線 (野塩一丁目)</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>	建設環境 常任委員会
議案 第64号	清瀬市立南部児童館等複合施設等指定管理者の指定について	<p>南部児童館等複合施設及び中央公園（一部）の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者を指定する施設等 清瀬市立南部児童館等複合施設 清瀬市立中央公園（一部） 清瀬市立駅前図書館</p> <p>2 指定する指定管理者の名称等 きよせわくわくパートナーズ 代表企業：アクティオ株式会社 構成企業：株式会社ヴィアックス 株式会社東急コミュニティ</p> <p>3 指定期間 令和8年2月1日から令和13年3月31日まで</p>	総務文教 常任委員会

		所管課 未来創造課	
議案 第65号	令和7年度基幹系プリンタ等購入取得契約	<p>令和7年度基幹系プリンタ等購入取得の競争入札の開札において、落札者を選定しました。</p> <p>この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 令和7年度基幹系プリンタ等購入取得契約 2 契約金額 28,134,700円 3 契約の相手方 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー 富士通ネットワークソリューションズ株式会社東京営業所 <p>所管課 総務課、DX推進課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第66号	小型EVバス購入取得契約	<p>コミュニティバスの老朽化に伴う買換に際し、環境に配慮したEVバスを導入するにあたって、既に導入済みの充電施設の使用に支障がない車種選定の必要があることから、随意により契約企業を選定しました。</p> <p>この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 小型EVバス購入取得契約 2 契約金額 29,150,000円 3 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7 横浜ダイヤビルディング19階 ビーワイディージャパン株式会社 <p>所管課 総務課、道路交通課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第67号	次期GIGAタブレット端末機器等購入（児童・生徒用）取得契約	<p>次期GIGAタブレット端末機器等（児童・生徒用）の購入に際し、東京都GIGAスクール推進協議会によって選定された調達事業者により、機器等を調達する必要があること</p>	総務文教 常任委員会

		<p>から、随意により契約企業を選定しました。</p> <p>この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 次期G I G Aタブレット端末機器等購入（児童・生徒用）取得契約 2 契約金額 344,063,016円 3 契約の相手方 東京都千代田区外神田六丁目15番12号 富士電機 I Tソリューション株式会社 <p>所管課 総務課、教育企画課</p>	
議 案 第 68 号	次期G I G Aタブレット端末機器等 購入（教員用）取得契約	<p>次期G I G Aタブレット端末機器等購入（教員用）取得の競争入札の開札において、落札者を選定しました。</p> <p>この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 次期G I G Aタブレット端末機器等購入（教員用）取得契約 2 契約金額 24,509,056円 3 契約の相手方 東京都千代田区外神田六丁目15番12号 富士電機 I Tソリューション株式会社 <p>所管課 総務課、教育企画課</p>	総 務 文 教 常 任 委 員 会